特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県桶川市長

公表日

令和7年10月31日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイ	(ルを取り扱う事務
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	1. 介護保険事務の概要介護保険法等の規定に基づき、被保険者資格管理・受給者管理・給付実績管理・保険料賦課徴収を行う。
②事務の概要	2. 特定個人情報ファイルの利用 ①保険料の賦課徴収に関する事務 ②要介護(要支援)認定に関する事務 ③保険給付に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイ	(ル名
資格管理ファイル、保険料	賦課・収納管理ファイル、認定管理ファイル、給付管理ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表の100の項及び介護保険法等
4. 情報提供ネットワー	ウシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86、87、131、132、133の項
5. 評価実施機関にお	ける担当部署 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①部署	健康推進部高齡介護課総務管理係、介護認定係
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開	示•訂正•利用停止請求
請求先	総務部総務課総務·情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
8. 特定個人情報ファイ	(ルの取扱いに関する問合せ
連絡先	健康推進部高齡介護課総務管理係、介護認定係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
9. 規則第9条第2項の	D適用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
いつ時点の計数か		令和7	7年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		7年4月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書 施機関については、] . それぞれ重点	ā項目評価書 Z	3) 基礎項目評価	i書及び i書及び			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われる!J スクへの対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分	きある]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供	ネットワークシ	ノステムを通じ	た提供を除く。)	1]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		- []接続しない(入手)	I]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	ごある]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分	 である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				

7. 特定個人情報の保管	· 消去
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>
判断の根拠	断した。
9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育	· <mark>啓発</mark>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム上、特定個人情報を扱う際には人手を介在させる作業が殆どなく、例外的な事案(年内に複数回転出入を繰り返し、情報照会先が自動で設定されない場合等)のみ、人手が介在することとなるが、件数が少ないことに加え、職員による二重チェックを都度行っているため、リスク対策は十分と判断した。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	6担当部者 ①部者	健康福祉部高齢介護課総務管理グループ	健康福祉部高齢介護謀総務管理係、介護認 定係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	職名	健康福祉部高齢介護課長 椎橋 康弘	高齢介護課長	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務·情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部高齢介護課総務管理グループ	健康福祉部高齢介護課総務管理係、介護認 定係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	連絡先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ一1 対象人数 11つの時	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和2年5月27日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ - 1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-3. 個人番号の利用	番号法別表第1の68の項及び介護保険法等	番号法別表第1の68の項及び介護保険法等	事後	表記を統一したため
令和4年6月17日	I -4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二61·62·93·94	番号法第19条第8号、別表第2の61·62·93·94 の項	事後	根拠法に号ずれが生じたため
令和4年6月17日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部高齢介護課総務管理係、介護認定係	健康推進部高齢介護課総務管理係、介護認定係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I -8. 特定個人情報ファイ	健康福祉部高齢介護課総務管理係、介護認 定係	健康推進部高齡介護課総務管理係、介護認定係	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	尽の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のブライバシー等の権利 利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	I 一3. 法令上の根拠	番号法別表第1の68の項及び介護保険法等	番号法別表の100の項及び介護保険法等	事後	法改正のため
令和6年7月10日	I -4-②. 法令上の根拠	別表第2の61・62・93・94の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表の86、87、131、132、133の項	事後	法改正のため
令和6年7月10日	点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	II - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	Ⅱ一1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	再実施及び見直しを実施した ため
令和7年10月31日	Ⅱ一2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	再実施及び見直しを実施した ため
令和7年10月31日	IV −8. リスク対策 人手を介 在させる作業	なし	リスク対策 十分である 判断の根拠 システム上、特定個人情報を扱う際には人手 を介在させる作業が殆どなく、例外的な事案 (年内に複数回転出入を繰り返し、情報照会先 が自動で設定されない場合等)のみ、人手が 介在することとなるが、件数が少ないことに加 え、職員による二重チェックを都度行っている ため、リスク対策は十分と判断した。	事後	評価書の様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IV − 11. リスク対策最も優先 度が高いと考えられる対策	なし	最も優先度が高いと考えられる対策 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 対策は十分か 十分である 判断の根拠 システム上、特定個人情報を扱う際には人手を介在させる作業が殆どなく、例外的な事案 (年内に複数回転出入を繰り返し、情報照会先が自動で設定されない場合等)のみ、人手が介在することとなるが、件数が少ないことに加え、職員による二重チェックを都度行っているため、リスク対策は十分と判断した。	事後	評価書の様式変更